

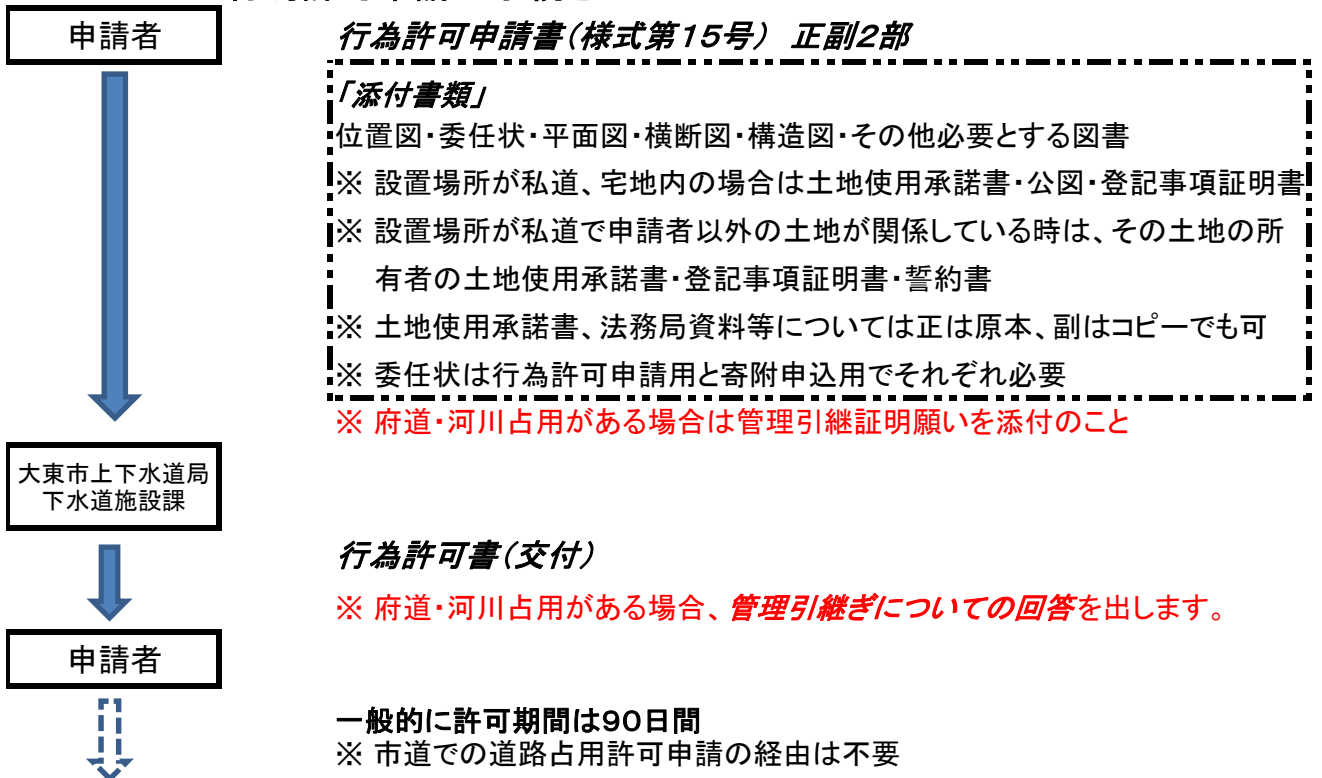
行為許可申請および寄附申込の手続きについて

公共樹(汚水・雨水)や下水道管等を本市の公共下水道へ接続するには許可(下水道法第24条)が必要となります。

許可を受けるには下記要領により行為許可申請書を提出してください。

また、接続工事完了時点では接続施設は申請者の所有のままです。公共下水道に接続された施設は基本的に市で管理してまいりますので、工事完了後は速やかに寄附の申込みを行ってください。手続きをされませんと市では管理出来ませんので、忘れないようお願いします。

行為許可申請の手続き



行為許可申請書(様式第15号) 正副2部

「添付書類」

位置図・委任状・平面図・横断図・構造図・その他必要とする図書

※ 設置場所が私道、宅地内の場合は土地使用承諾書・公図・登記事項証明書

※ 設置場所が私道で申請者以外の土地が関係している時は、その土地の所有者の土地使用承諾書・登記事項証明書・誓約書

※ 土地使用承諾書、法務局資料等については正は原本、副はコピーでも可

※ 委任状は行為許可申請用と寄附申込用でそれぞれ必要

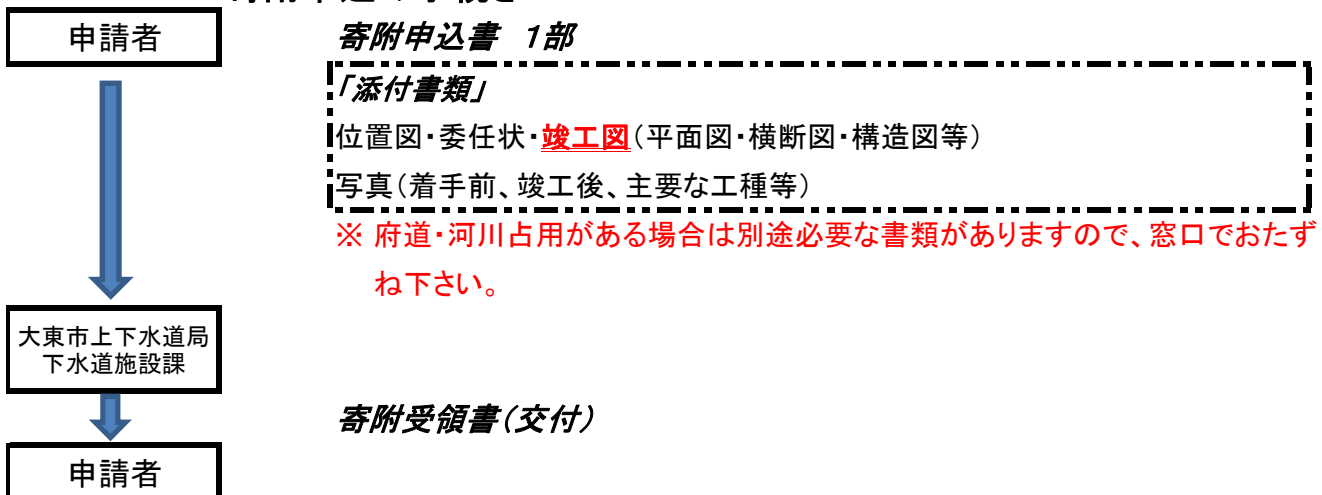
※ 府道・河川占有がある場合は管理引継証明願いを添付のこと

行為許可書(交付)

※ 府道・河川占有がある場合、管理引継ぎについての回答を出します。

行為占有に係る工事完了届出書(様式第20号) 1部

寄附申込の手続き



寄附申込書 1部

「添付書類」

位置図・委任状・**竣工図**(平面図・横断図・構造図等)

写真(着手前、竣工後、主要な工種等)

※ 府道・河川占有がある場合は別途必要な書類がありますので、窓口でおたずね下さい。

寄附受領書(交付)